

「ひこにゃん」の商標使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「ひこにゃん図形(着色) 商標出願番号 商願 2007 - 027090」および「ひこにゃん 商標出願番号 商願 2007 - 027091」に係る商標(以下「本件商標」という。)の使用に関し、必要な手続を定めるものとする。

(本件商標の商標出願に係る適用範囲)

第2条 本件商標を適用する商標出願に係る指定商品の区分は、別表のとおりとする。

(使用の許可)

第3条 本件商標を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。この場合において、許可を受けた事項を変更する場合も、同様とする。

2 市長は、前項の規定により許可をする場合においては、条件を付することができる。

(使用許可の期間)

第4条 本件商標の使用許可の期間は、使用を許可した日から起算して1年間とする。

2 使用許可の期間満了後において、引き続き本件商標を使用しようとするときは、改めて前条の許可を受けなければならない。

(使用許可の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本件商標の使用を許可しないものとする。

- (1) 本件商標の使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認めるとき。
- (2) 本件商標のイメージを損なうおそれがあると認めるとき。
- (3) 立体物で、その表現が本件商標の立体物と認められないとき。
- (4) 宗教的行事、政治活動等に使用するとき。
- (5) その他本件商標の使用が適当でないと認めるとき。

(使用許可の取消し)

第6条 市長は、第3条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの要綱またはこの要綱に基づく基準に違反したとき。
- (2) 使用者が第3条第2項の使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 市長は、使用者が前項の規定により使用の許可を取り消され、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(個人情報の取扱い)

第7条 市長は、本件商標の使用の許可に当たり取得した申請者の個人情報を、彦根市個人情報保護条例(平成16年彦根市条例第25号)に基づき、適正に取り扱わなければならない。

(使用料)

第 8 条 本件商標の使用料は、無料とする。

(目的外使用および権利譲渡の禁止)

第 9 条 使用者は、第 3 条の許可を受けた事項以外の目的に本件商標を使用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 20 年 1 月 7 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

区分	分類	指定商品
商品	第 9 類	科学用、航海用、測量用、写真用、音響用、映像用、計量用、信号用、検査用、救命用、教育用、計算または情報処理用の機械器具、光学式の機械器具および電気の伝導用、電気回路の開閉用、変圧用、蓄電用、電圧調整用または電気制御用の機械器具
	第 14 類	貴金属、貴金属製品であって他の類に属しないもの、宝飾品および時計
	第 16 類	紙、紙製品および事務用品
	第 25 類	被服および履物
	第 28 類	がん具、遊戯用具および運動用具

備考 分類については、商標法施行令（昭和 35 年政令第 19 号）別表による。